

2024年4月30日

各 位

株式会社八十二銀行

「サステナビリティ・リンク・ローン」の契約締結について

八十二銀行（頭取 松下 正樹）は、綿半ホールディングス株式会社（代表取締役社長 野原 勇）に対し、「サステナビリティ・リンク・ローン」を実行いたしましたのでお知らせいたします。

同社は、「力を合わせ、分かち合い、響き合う『合才の精神』」を経営理念に掲げ、1500年代から現在に至るまで経営者と社員の隔てなく、社員全員による企業を目指しております。そして、「絶え間なき暮らしの変革」を事業理念に、小売事業、建設事業、貿易事業の3事業を中心に、時代の変化に対応し、地域社会の活性化と人々のより良い地球環境と生活環境構築のために邁進しております。

また、2024年4月1日に征矢野建材株式会社の全株式を取得し、連結子会社化しました。両社が持つ木材の製造機能・流通販売網を相互活用し、木造建築の事業拡大を図るとともに、長野県内林業の維持発展に寄与していきます。今回、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（以下、「SPT」）の達成に取り組むことで、安定的な木材の確保を実現するサプライチェーン構築、長野県産の木材の有効活用による地域経済の活性化、カーボンニュートラルへの挑戦による地域社会への貢献を目指します。

【 概要 】

契 約 先	名 称	綿半ホールディングス株式会社
	所 在 地	長野県飯田市北方 1023-1 綿半本社ビル
	設立年月日	1949年2月18日（創業 1598年）
	資 本 金	10億7,639万160円
金 額	3,000百万円	
資 金 使 途	長期運転資金	
SPT の 設 定 内 容	綿半グループが手掛ける非住宅木造建築物の延べ床面積を 2034年3月期に累積 25,000㎡以上を達成する	
セカンドオピニオン	株式会社格付投資情報センター	

以 上

綿半ホールディングス株式会社

2024年4月30日

サステナビリティ・リンク・ローン

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：大石竜志

格付投資情報センター(R&I)は綿半ホールディングス(以下、綿半 HD)のサステナビリティ・リンク・ローン(貸付人：八十二銀行)が、以下の原則に適合していることを確認した。

サステナビリティ・リンク・ローン原則(2023、LMA 等)

■KPI

KPI: 非住宅木造建築物の延べ床面積 (㎡: 契約ベース)

■SPTs

SPT: 2034年3月期に累積 25,000 ㎡以上を達成する

1. 資金調達者の概要

- 綿半 HD は長野県飯田市に本社を構える企業。創業は 1598 年で日本の上場企業において 3 番目に古い。織田信長の武将の一人が本能寺の変の後、刀を捨て、飯田で綿商いを始めたことに端を発する。明治の時代に金物商に転換し、鉄やセメントの商いも始めた。金物販売からホームセンター事業に進出した小売事業、建材販売から下請工事、メーカーへ発展した建設事業に分かれた。輸入販売を行う貿易事業も開始し、現在の 3 事業を形成した。2000 年代に食料品の扱いも始め、現在はホームセンターと食品スーパーを合わせたスーパーセンターや食品スーパーを運営している。
- 小売事業、建設事業、貿易事業が事業の柱。建設事業は個人向けの戸建住宅のほか、建材の販売、内外装・鉄骨の専門工事、リニューアル、建築全般などで、特に自走式立体駐車場や工場等の屋根の改修に強みを持つ。戸建住宅はグループ会社の綿半林業(夢ハウス)及びサイエンスホームが、非住宅は主に綿半ソリューションズが担っている。

■綿半ソリューションズが手掛けた自走式立体駐車場、屋根のリニューアル



[出所：綿半ソリューションズ ウェブサイト]

2. KPIの選定

KPIは資金調達者のビジネス全体にとって関連性があり、中核的かつ重要で高い戦略的意義を持つ。KPIの選定は適切である。

(1) KPIの概要

- ・ KPIは綿半グループが手掛ける非住宅木造建築物の延べ床面積である。

<定義>

- ・ 綿半グループが設計・施工に携わる非住宅物件を木造で請け負う契約における延べ床面積(㎡)の値である。

■ 綿半ソリューションズが提供する木造建築「PREST WOOD」



[出所: 綿半ソリューションズ ウェブサイト]

(2) KPIの重要性

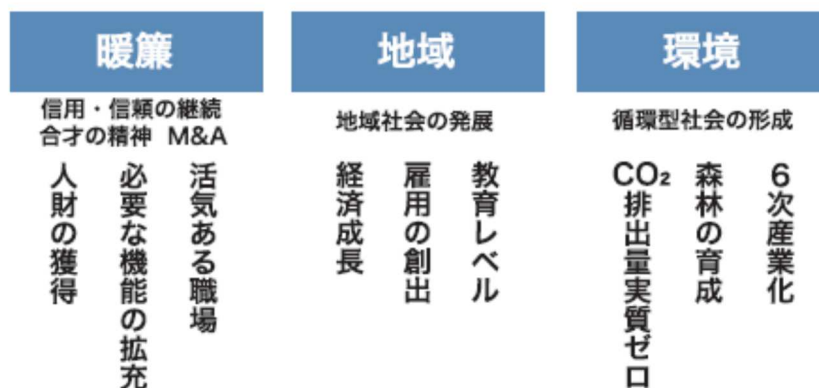
① グループ理念

- ・ 綿半グループは武士の頃に民や家臣とともに力を合わせ、地域を守り、発展させてきた「合」の旗印のもと、現在でも経営者と社員の隔てなく、社員全員による企業を目指している。力を合わせ、分かち合い、響き合う「合才の精神」を経営理念としており、グループのシンボルマークに「合」を採用している。ステークホルダーからの「信頼に対して貢献をもって応える経営」を基本理念とし、時代の先を読み、「絶え間なき暮らしの変革」を事業理念に、地域社会の活性化のため人々の生活に寄添う企業として尽力している。

② 経営方針

- 綿半グループは経営理念の「合才の精神」に基づき、人々の暮らしに寄り添う企業を目指すべく、中期経営計画に「地域に寄り添い地域と共に新しい価値を創造する」を掲げている。グループは425年続いた信用・信頼を見つめ直し、「暖簾」「地域」「環境」の3つの柱をもとに、より一層の成長を目指し、長野県はもちろん、新たにグループ入りした各事業会社の地域経済にも貢献している。

地域に寄り添い 地域と共に新しい価値を創造する



[出所：綿半 HD 統合報告書 2023]

③ 経営方針との整合性

- 選定した非住宅における木造建築の普及拡大というKPIは、環境への負荷を低減するとともに、2024年4月1日に全株式を取得し、連結子会社化した征矢野建材(2024年6月1日付で綿半建材に社名変更)を活用し、地元長野県の建材を使用して取り組む。経営方針「循環型社会の形成」を遂行するための施策として、「CO₂排出量実質ゼロ」「森林の育成」「6次産業化」を掲げているが、本件のKPIはこうした施策と親和性が高い取り組みであるとともに、地域社会の発展という方針にも合致している。

④ 政府方針との整合性

- 日本政府はカーボンニュートラルの実現に向けて、炭素貯蔵効果が期待できる非住宅の木造建築を推進している。第204回通常国会において「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、2021年10月1日に施行された。これは、公共建築物の木造化推進に加え、民間を含めた建築物一般に対象を広げるための改正である。また、農林水産省の特別の機関として木材利用促進本部が設置され、同本部のもとで政府一体となり、地方公共団体や関係団体等と連携し、建築物におけるさらなる木材利用の促進に取り組んでいる。今回のKPIはこうした政府の方針とも整合的である。

⑤ 環境への貢献

- 鉄骨を使用した工法と比べ木造は環境への負荷低減に寄与する要素が多々ある。建物規模に依るが、鉄骨に比べて工期が短いことや、鉄という原材料の製造に係るCO₂排出量の抑制、鉄に比べて軽く、一回に多量の搬送が可能なことや建設時の重機も小型で済む。こうした要素を勘案すると、綿半グループでは鉄骨造に比べ木造はCO₂排出量を約2/3削減することが可能と試算している。

■ 綿半グループが提供する木造建築の環境負荷・工期・構造の効果と特徴

■ 環境負荷低減への貢献

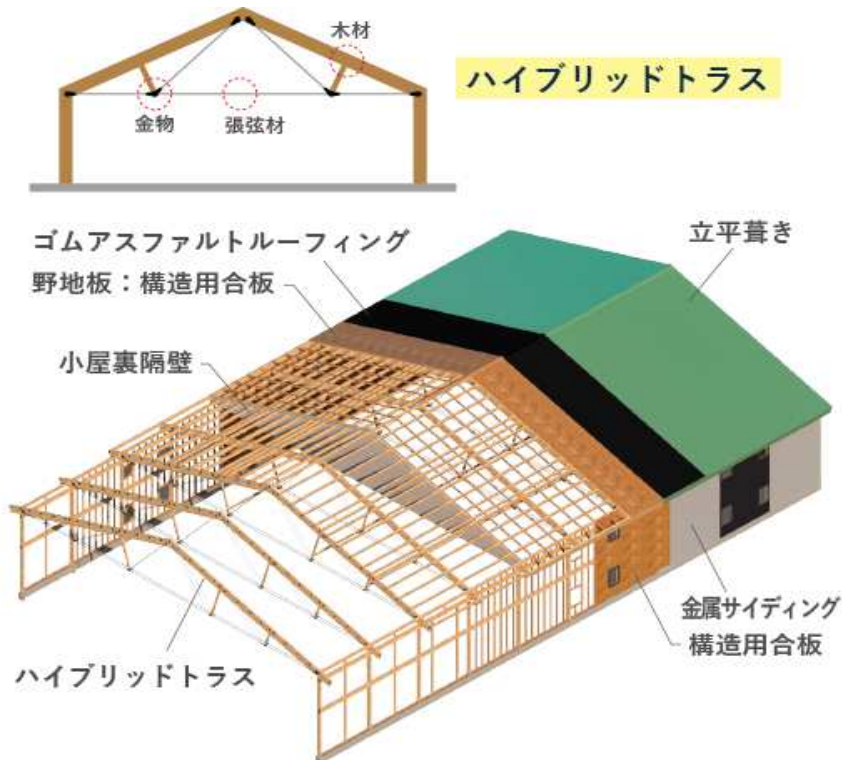
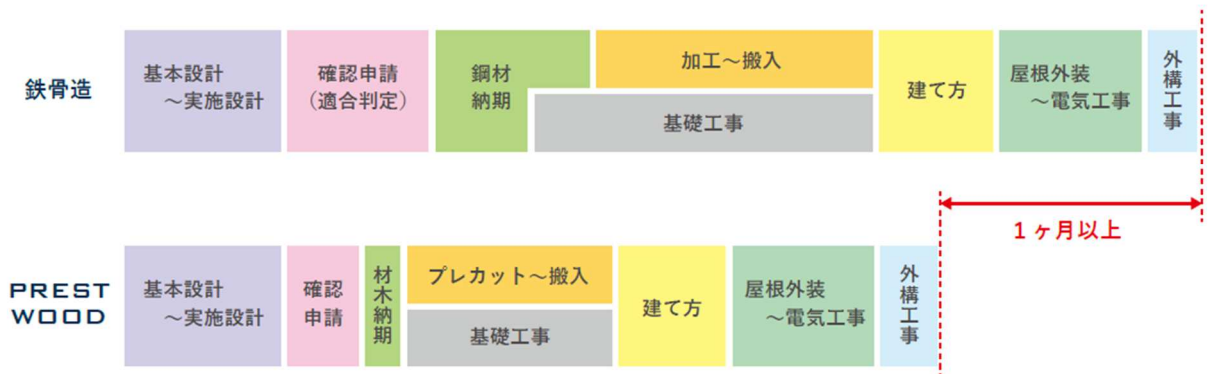
CO₂排出量の抑制

木造は、鉄骨造や鉄筋コンクリート造に比べ、その製造や輸送、再生利用時におけるCO₂の排出量が非常に少ない、環境負荷を抑えた構造です。

木材は再利用もしやすいエコマテリアルです。



建築面積1,000㎡規模の倉庫建築における建築工期比較イメージ ※当社調べ



[出所：綿半ソリューションズ 木造建築 PREST WOOD カタログ]

3. SPTs の設定

SPTs は野心的であり、必要な情報が開示されている。SPTs の設定は適切である。

(1) SPTs の概要

SPT:2034 年 3 月期に累積 25,000 m²以上を達成する

- 綿半グループは 2041/3 月期に単年度の契約獲得を 5,000 m²と定めている。この長期目標を基に 2034 年 3 月期までの目標を定めている。当初の単年度の契約獲得を 2033 年 3 月期には倍に、2039/3 月期には 3 倍に増やし、最終年度の 2041 年 3 月期には 5,000 m²を達成する方針となっている。
- なお、外部環境などの変化により、SPTs 目標を修正する必要がある場合には、R&I ならびに八十二銀行と協議のうえ、改めて目標を設定し直すこととしている。

(2) SPTs の野心性

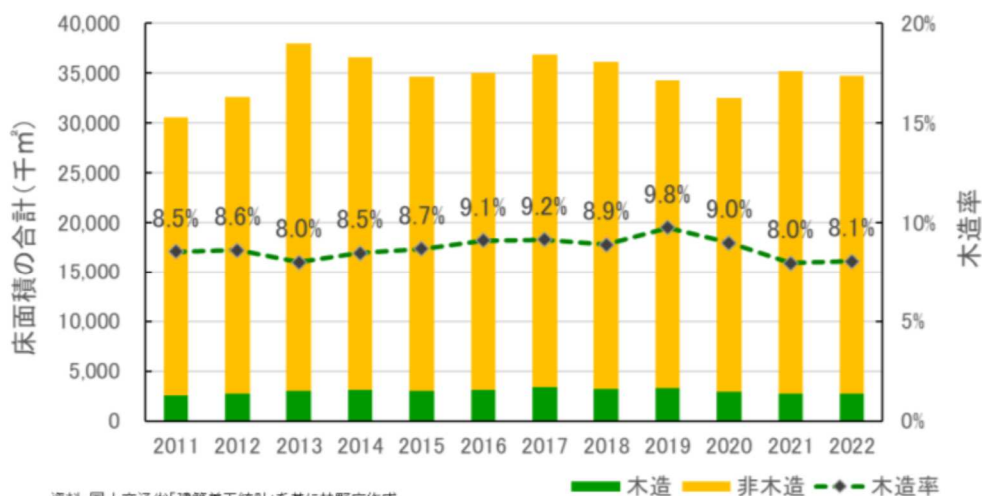
① 資金調達者自身の長期的なパフォーマンスとの対比

- 綿半グループは 2022 年 3 月期から非住宅木造建築物の取り組みを開始した。2023 年から企画商品として「PREST WOOD」をリリースし、これまで鉄骨造でしか計画できなかった中間柱のない空間を木造で可能にした。2023 年 3 月期までの受注実績は数件であり、日本政府による非住宅建築物の木造化・推進が始まったものの、事業者・一般消費者ともに認知度や理解度が低く、事業環境は厳しい状況にある。策定した目標の水準は高い。

② 科学的根拠、国・地域・国際目標との対比

- 林野庁が作成した国内における 2011 年度から 2022 年度の非住宅の木造率は 8%~9%台で推移している。各年度に建設された非木造を含めた全体の床面積は増減あるものの、10 年超の期間で見ると概ね横ばいで推移している。結果、木造の建築物の床面積も横ばい圏で推移している。綿半 HD は SPT 達成のために当初の単年度契約獲得を順次増加させ、2041/3 月期には 3 倍以上の水準まで高める。国内において非住宅の木造建築の浸透がなかなか進まない状況が続く中で高い目標といえる。

■ 国内における着工した非住宅建築物の構造別の床面積と木造率の推移



資料: 国土交通省「建築着工統計」を基に林野庁作成。

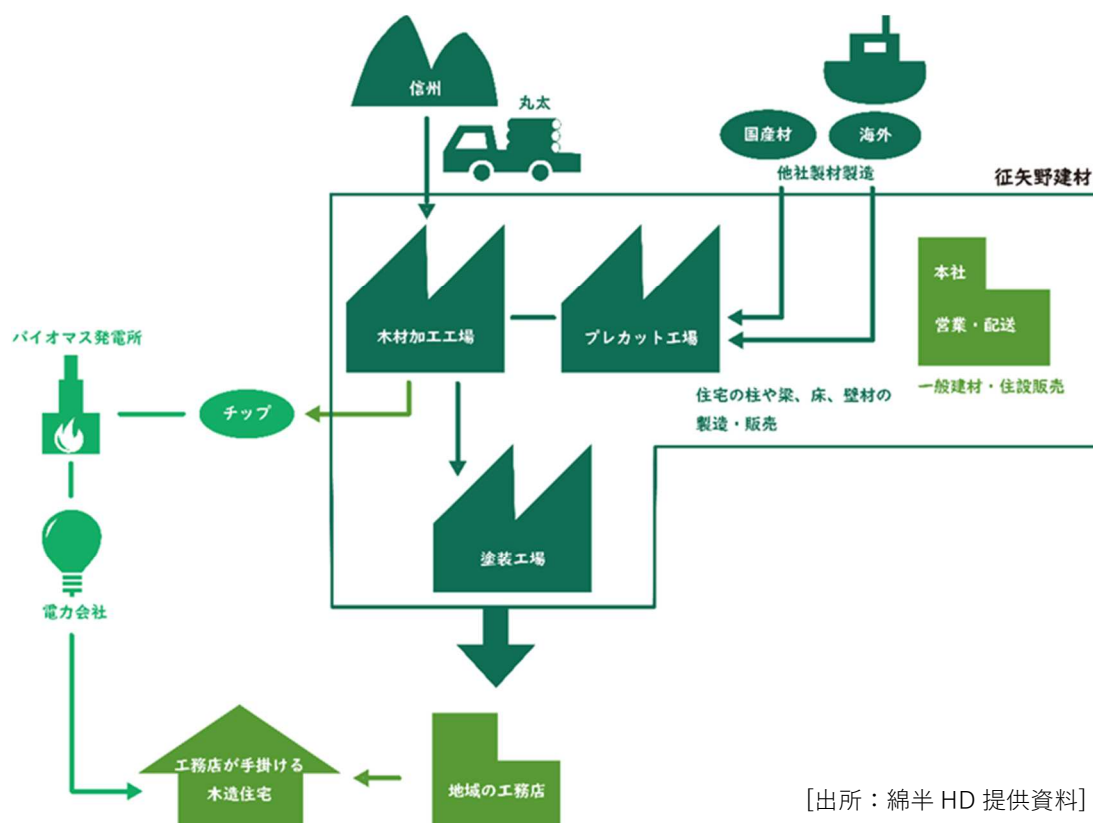
注: 非住宅とは、居住専用建築物、居住専用準住宅、居住産業併用建築物以外をまとめたものとした。新築のみ(増築及び改築を含まない)。

[出所: 林野庁]

(3) SPTs の達成手段

- 目標の達成には木造建築に対する施主の理解を得られないと契約に至らないため、「防耐火や劣化対策といった不安を払拭する」、「コストを低減するための技術開発や施工の効率化」、「環境負荷低減への貢献のPR」等、価値観を共有できる事業者を増やしていくため、以下の取り組みを推進する。
 - (1) 工務店ネットワークの強化
 - (2) 屋根外装改修の顧客への提案
 - (3) 過去施工事例の公開による認知度向上
 - (4) 「PREST WOOD」の専門ブランド化/マーケティング戦略(プロモーション動画、インターネット検索におけるSEO キーワード整備)
- グループ化した征矢野建材は長野県松本市にプレカット工場を有するほか、長野県塩尻市に製材・乾燥・加工に至るまで一貫して行う木材加工工場を有するなど、独自の加工技術力と製造機能を持ち合わせている。グループシナジー効果を発揮させ、安定的な木材の確保を実現するサプライチェーンを構築し、長野県産木材の加工・流通量拡大を行うことで、木材建築の施工増加を目指す。

■ 征矢野建材の事業構造

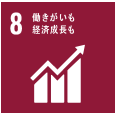






不確実な要素として、木材価格の高騰(ウッドショック)、人手不足(現場作業員の確保)、自然災害(大規模な山林火災・病害虫による植林木の損失、異常気象の発生や気候帯の変化による都市や森林の遷移、生物多様性の変質など)が挙げられる。近年、輸入材の価格高騰により建築コストが増加し、鉄骨との価格競争で不利に働く場合もあり、施主にとって建設費は選定において極めて重要な要素であるため、資材価格が高騰した場合は、大きな影響を受けるリスクがある。

- ・ 建築時における近隣への配慮等については、これまで施工業者として数多くの現場対応を行っており、対応出来るノウハウと人材を抱え、十分に配慮した対策を施す。
- ・ なお、綿半グループは新潟県に自社育成林を保有しており、植林、下刈り、間伐等の適切な管理を行い、森を育てている。また、カナダから輸入している木材については、輸入先のブリティッシュコロンビア州において年間伐採量を森林面積の 0.3%に制限するとともに、年間約 2 億本(伐採 1 本に対して 3 本)植林している。

<SDGs への貢献>

- ・ 綿半グループにとって今回の取り組みは企業のサステナビリティ戦略につながっていると同時に、以下の SDGs への貢献にも資するものといえる。

SDGs 目標	
	8.4 2030 年までに、消費と生産において、世界がより効率よく資源を使えるようにしていく。また、先進国が主導しながら、計画にしたがって、経済成長が、環境を悪化させることにつながらないようにする。
	9.4 2030 年までに、資源をよりむだなく使えるようにし、環境にやさしい技術や生産の方法をより多く取り入れて、インフラや産業を持続可能なものにする。すべての国が、それぞれの能力に応じて、これに取り組む。
	12.2 2030 年までに、天然資源を持続的に管理し、効率よく使えるようにする。
	13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。
	15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の、持続可能な形の管理をすすめ、森林の減少をくいどめる。また、おとろえてしまった森林を回復させ、世界全体で植林を大きく増やす。

4. ローンの特徴

調達条件は SPT の達成状況と連動し、目標達成に向けたインセンティブとして機能する。ローンの特性は適切である。

- ・ 綿半 HD は貸付人である八十二銀行と協議のうえ貸出条件を決めている。2028 年 3 月期から 2031 年 3 月期の各会計年度の状況を確認し、目標を達成した場合は金利を引き下げる。
- ・ 変動する金利スプレッド幅は一般的なサステナビリティ・リンク・ローンやサステナビリティ・リンク・ボンドと遜色がない水準で設計されている。貸出条件と綿半 HD の SPT に対するパフォーマンスが連動しており、SPT の達成のインセンティブになっている。

5. レポートティング

SPT の達成状況に関する最新情報を開示(報告)する。レポートティングは適切である。

- ・ 綿半 HD は貸付人に年 1 回 KPI の進捗を書面で報告する。

6. 検証

KPI の SPT に対するパフォーマンスレベルについて独立した外部機関による検証を受ける。検証は適切である。

- ・ 綿半 HD は KPI の値について毎年 3 月末の会計年度の値を第三者より検証を受け、貸付人に報告する。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではありません。R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではありません。R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。